

銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項に基づく国際競技に参加する外国人に対する所持許可に係る審査基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
<p>審査基準</p> <p style="text-align: right;">令和2年1月10日作成</p>	<p>審査基準</p> <p style="text-align: right;">令和●年●月●日作成</p>
<p>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法</p>	<p>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法</p>
<p>根拠条項：第6条第1項</p>	<p>根拠条項：第6条第1項</p>
<p>処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する所持許可</p>	<p>処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する所持許可</p>
<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>	<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>
<p>法令の定め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（第2項を除く。）（許可の申請）、<u>同</u>第6条第1項・第3項</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第9条（申請書の様式等）、<u>同</u>第11条（申請書の添付書類）</p>	<p>法令の定め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（第2項を除く。）（許可の申請）、第6条第1項・第3項</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第9条（申請書の様式等）、第11条（申請書の添付書類）</p>
<p>審査基準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項中「<u>銃砲</u>又は刀剣類を使用する国際競技」とは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、近代五種競技世界選手権大会等国際的な規模で開催される運動競技会における<u>銃砲</u>又は刀剣類を使用する競技をいうが、おおむね次のような基準によって国際競技であるか否かを決定する。</p> <p>① 競技に参加する競技者が、その競技種目に関し全国を統括している競技団体の責任の下に参加するものであること</p> <p>② 日本国がその競技に参加するものであること</p>	<p>審査基準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項中「<u>銃砲等</u>又は刀剣類を使用する国際競技」とは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、近代五種競技世界選手権大会等国際的な規模で開催される運動競技会における<u>銃砲等</u>又は刀剣類を使用する競技をいうが、おおむね次のような基準によって国際競技であるか否かを決定する。</p> <p>① 競技に参加する競技者が、その競技種目に関し全国を統括している競技団体の責任の下に参加するものであること</p> <p>② 日本国がその競技に参加するものであること</p>
<p>標準処理期間：14日</p>	<p>標準処理期間：14日</p>
<p>申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課</p>	<p>申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課</p>

問 合 せ 先 : 上陸地を管轄する警察署生
活安全 (生活安全刑事) 課又は警察本部生活保課
092-641-4141、内 3177

備 考 :

問 合 せ 先 : 上陸地を管轄する警察署生
活安全 (生活安全刑事) 課又は警察本部生活保課
092-641-4141、内 3177

備 考 :